

ケンシンＩＣキャッシュカード特約

１．（特約の適用範囲等）

- (1) この特約は、ＩＣキャッシュカード（従来のキャッシュカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様のＩＣキャッシュカードとしての機能その他当組合所定の取引にかかる機能（以下、かかる機能を総称して「ＩＣチップ提供機能」といいます。）の利用を可能とするカードのことをいいます。）を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この特約は、「ケンシンキャッシュカード規定」の一部を構成するとともに同規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては「ケンシンキャッシュカード規定」が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは「けんしんキャッシュカード規定」の定義に従います。

２．（ＩＣチップ提供機能の利用範囲）

ＩＣチップ提供機能は、この機能が利用可能な現金自動受払機・振込機その他の端末（以下「ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等」といいます。）を利用する場合に、提供されます。

３．（ＩＣキャッシュカードの利用）

「ケンシンキャッシュカード規定」１．に定める支払提携先・預入提携先・振込提携先のうち、一部の支払提携先・預入提携先・振込提携先に提携先の都合によりＩＣキャッシュカードの利用ができない現金自動受払機・振込機を設置している場合があります。この場合、現金自動受払機・振込機では「ケンシンキャッシュカード規定」１．の定めにかかわらず、ＩＣキャッシュカードは利用できません。

４．（１日あたりの払戻金額）

当組合は、当組合および支払提携先の現金自動受払機・振込機を利用した預金払戻しにおける１日あたりの限度額について、ＩＣチップ提供機能を利用した払戻しである場合と、磁気ストライプ提供機能を利用した払戻しである場合に分けて、それぞれ定めるものとします。

５．（ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等の故障時の取扱い）

ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ等の故障時には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合に故意、重大な過失がない場合をのぞき、当組合は責任を負いません。

6. (I Cチップ読取不能時の取扱い等)

- (1) I Cチップ(以下「I C」といいます。)の故障等によって、I Cキャッシュカード対応ATM等においてI Cを読取ることができなくなった場合には、I Cチップ提供機能の利用はできません。この場合、当組合所定の手続きにしたがって、すみやかに当組合にキャッシュカードの再発行を申し出てください。
- (2) I C等の故障等によって、I Cキャッシュカード対応ATM等において、I Cを読取ることができなくなったことにより損害が生じても、当組合は責任を負いません。

7. (I Cキャッシュカードの有効期限・再交付)

- (1) I Cキャッシュカードは、カード機能の性質上、当組合所定の有効期限があり、有効期限が経過したI Cキャッシュカードを利用することはできません。
- (2) 上記(1)の有効期限が到来する前に、当組合は有効期限を延長した新しいI Cキャッシュカードを再交付(無料)します

8. (規定の変更)

- (1) この特約の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和7年6月16日 現在)